

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-5))

<p>施策目標名</p>	<p>若年者のキャリア形成を支援する(施策中目標Ⅱ-1-5)</p>																																																		
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること (施策小目標2) 若年者等の職業的自立支援を充実すること</p>																																																		
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○ 雇用対策法(昭和41年法律第132号)により、 ・青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実する ・事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないこととされています。 ○ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)により、 ・青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない ・事業主は、必要に応じ、実習併用職業訓練を実施することにより、その雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする ・事業主は、当該事業主の行う実習併用職業訓練の実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができることとされています。 ※「実習併用職業訓練」は、事実運用上「実践型人材養成システム」という名称とされています。 ○ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)により、子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために、国及び関係機関等において、必要な相談、助言又は指導等を行う等の支援を行うこととされています。 ○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、平成32年までの目標として、「若者フリーター数124万人」、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者10万人」が掲げられています。 ※「地域若者サポートステーション事業」…ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要であることから、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ)を運営している。 ○ 子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)により、 ・フリーター等の正社員経験の少ない若者を正社員へ導くジョブ・カード制度を推進する ・ニート等の若者に対して、地域若者サポートステーション事業により、職業的自立支援を推進することとされています。 ○ 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針(平成19年厚生労働省告示第275号)により、事業主は、青少年の職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることにかんがみ、OJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)及びOFF-JT(業務の遂行の過程外において行う職業訓練)を計画的に実施すること、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第10条の2第2項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施することとされています。 ○ 第9次職業能力開発基本計画 ・ニート等の若者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていくこととされています。 ・また、ジョブ・カード制度については、これまでも非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールとして活用が進んできたところであり、今後とも、職業能力開発施策における基本的なツールとしてジョブ・カードを活用し、制度の普及・促進を図っていくことが必要であるとされています。</p>																																																		
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費:職業能力開発支援事業委託費(一部) 労働保険特別会計雇用勘定 (項)若年者等職業能力開発支援費:若年者等職業能力開発支援事業委託費(全部) (項)若年者等職業能力開発支援費:雇用開発支援事業費等補助金(全部)</p>																																																		
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>8,946,503</td> <td>9,407,857</td> <td>11,107,780</td> <td>11,588,291</td> <td>2,735,688</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td>208,784</td> <td>1,400,881</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>8,946,503</td> <td>9,616,641</td> <td>12,508,661</td> <td>11,588,291</td> <td>2,735,688</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>8,529,240</td> <td>8,045,260</td> <td>12,152,047</td> <td>8,032,632</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>95.3%</td> <td>83.7%</td> <td>97.1%</td> <td>69.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	当初予算(a)	8,946,503	9,407,857	11,107,780	11,588,291	2,735,688		補正予算(b)		208,784	1,400,881				繰越し等(c)							合計(a+b+c)	8,946,503	9,616,641	12,508,661	11,588,291	2,735,688		執行額(千円、d)	8,529,240	8,045,260	12,152,047	8,032,632			執行率(%、d/(a+b+c))	95.3%	83.7%	97.1%	69.3%			
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																													
当初予算(a)	8,946,503	9,407,857	11,107,780	11,588,291	2,735,688																																														
補正予算(b)		208,784	1,400,881																																																
繰越し等(c)																																																			
合計(a+b+c)	8,946,503	9,616,641	12,508,661	11,588,291	2,735,688																																														
執行額(千円、d)	8,529,240	8,045,260	12,152,047	8,032,632																																															
執行率(%、d/(a+b+c))	95.3%	83.7%	97.1%	69.3%																																															
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・新成長戦略</p>	<p>年月日 平成22年6月18日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) ・公共職業訓練受講者の就職率:委託65% ・地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数:10万人</p>																																																

測定指標	(指標1) 委託型訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	75.2%	76.9%	72.5%	70.2%	71.5% (速報値)	65%
		年度ごとの目標値	70%以上	70%以上	75%以上	65%以上	65%以上	
	(指標2) 地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職等進路決定者の割合(目標値については、新成長戦略に基づき、就職等進路決定者数を目標値として設定したため、平成23年度以降は設定しない。)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	26.2%	26.8%	28.0%	34.5%	39.6%	
		年度ごとの目標値	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	
	(指標3) 地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職等進路決定者の割合(目標値については、新成長戦略に基づき、就職等進路決定者数を目標値として平成22年度以降設定)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値						7,800人
	参考資料の情報	<p>○ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html</p> <p>○ 雇用対策法(昭和47年法律第132号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html</p> <p>○ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/youth/index.html</p> <p>○ 新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)(首相官邸ホームページ) http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/</p> <p>○ 青少年育成施策大綱(平成20年12月12日推進本部決定)(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/taikou_201212/html/mokuji.html</p> <p>○ 青少年の雇用機会の確保等に関して事業者が適切に対処するための指針(平成19年厚生労働省告示第275号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html</p> <p>○ 第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○ 関連事業の行政事業レビューシート (地域若者サポートステーション事業) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/947a.pdf (職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/943a.pdf</p>						
担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	実習併用職業訓練推進室長 田中歩	報告書作成日	平成23年6月30日			

施策小目標2については、職業能力開発局キャリア形成支援室長 浅野 浩美